

消総消施第 1997号  
平成28年11月28日

〇〇自治会長 様

さいたま市消防局

「中央消防署移転整備事業に係る説明会」における質疑について（回答）

平素より本市消防行政に対しまして、御理解・御協力を賜り、また「中央消防署移転整備事業に係る説明会」に御参加いただき厚く御礼申し上げます。

さて、先日開催させていただきました本説明会において、貴重な御意見、御質問をいただいた事項について、別紙のとおり回答いたします。

今後とも、市政発展のため、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当 消防局総務部消防施設課  
施設整備係 立野  
直通 048-833-1431  
FAX 048-833-7641  
E-mail:shobo-shisetsu@city.saitama.lg.jp

担当 消防局総務部消防企画課  
企画調整係 萩原  
直通 048-833-7329  
FAX 048-833-7641  
E-mail:shobo-kikaku@city.saitama.lg.jp

Q1 移転用地は鴻沼川に面しており、洪水ハザードマップにおいて浸水すると考えられるが、洪水時災害対応可能か？

A1 赤山通りには、旧与野市で埋設した雨水管と水路が整備されましたが、大雨の際浸水した経緯があり、原因は雨水管や水路が接続されている鴻沼川が整備されていなかったことだと考えられています。

鴻沼川は、埼玉県が河川激甚災害対策特別緊急事業で平成10年度から平成18年度にかけて改修を行っており、また、さいたま市下水道部局が与野中央通りの地下に下水道貯留管を整備しております。それ以降、浸水被害の記録はありません。更に、今後も鴻沼川上流域に下水道貯留管の整備が計画されており、現在想定されている浸水の恐れはさらに低減されると見込まれます。

浸水した場合においても機械設備の配置等により、消防署の機能を維持し浸水予兆時は車両移動待機等により、災害対応体制の確保を行います。

Q2 中央消防署は築50年経過しているとのことだが、50年の間建替え等の計画がなかったのか？

A2 平成13年のさいたま市発足以来、中央消防署の庁舎整備に向けて、建替えや移転に関する調査・検討を行ってきたところですが、今まで具体的な実現が見込める事業計画を策定することができませんでした。

Q3 中央消防署東側にある公園を消防署建設用地として、建替えることはできないのか？

A3 中央消防署東側の公園については、多くの市民が利用している貴重な憩いの場であり、また、地下に貯留管が埋設されており、公園部分まで敷地を拡張して消防署を建設することは、困難な状況です。

Q4 新聞に中央消防署の移転の関係が記載されていたが、市民が説明を聞く前にさいたま市が発表したのか？

A4 中央消防署の移転整備について、消防局から報道機関に対して、情報提供しておりません。

Q5 中央消防署の移転用地について、国家公務員宿舎以外で検討したのか？

A5 従前、県の未利用地であった与野職員住宅跡地（現さいたま地方法務局）について、中央消防署の移転候補地として検討したことがあります。

今回、国の未利用地（国家公務員宿舎）を要望するにあたり、他に消防活動上適地と認められるような移転候補地はありませんでした。

Q6 国家公務員宿舎及び中央消防署は、アスベストを含んでいると思われるが、解体工事時どのような対策を実施するのか？

A6 中央消防署については、平成26年度にアスベスト調査を実施し、アスベストの含有はありませんでした。また、国家公務員宿舎については、財務省関東財務局から外壁材にアスベストが含有されている恐れがあるとの情報があるので、国との契約が成立した後、調査を実施したいと考えています。

アスベストについては、大気汚染防止法等の関係法令に基づき適切に対応します。

Q7 大規模地震が発生し、さいたま新都心周辺地域へ向かう際に新幹線、埼京線高架が崩れた場合、どのような対策を考えているのか？

A7 平成27年3月のJR東日本の発表によると首都直下地震に備えた対策として、新幹線高架橋柱耐震補強を平成28年度末までに全体の8割、平成29年度中に全ての補強について、完了を目指していることから、高架の倒壊、崩壊はないものと想定しています。

Q8 中央消防署が移転した場合、訓練やサイレンの音など、近隣に対する騒音の対策はどのように考えているのか？

A8 緊急車両として走行する際には、緊急の用務を適切に遂行する上で、法令（道路交通法施行令第14条・道路運送車両の保安基準第49条第1項）により、サイレンを鳴らし、かつ赤色の警光灯をつけなければならないとされています。特に、緊急走行時、交差点内への進入は危険が伴うものであり、火災時や傷病者を迅速かつ安全に医療機関へ搬送するためには、サイレンの吹鳴は、必要不可欠なものとなります。

ただし、消防車については、サイレン音を強・弱に切り替える機能や救急車は、通常の高音と住宅街を走行する2種類のモードがあり、住宅モードは音色を損なわず音量も最低限確保した上で、その周波数等を調整し耳障りな音が少なくソフトな音質のサイレンを鳴らす機能があるので、夜間等出場する際には機能を活用し配慮をしております。

また、日常の車両点検において、サイレンを鳴らす場合、音の小さなテストモードで行うよう配慮をしております。

日常の訓練実施による音などに対しても、建物配置や遮音の工夫に努め対策を講じてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

Q9 子供の通学路への配慮

A9 緊急車両の出場時には、十分に安全を確認し、事故が発生することのないよう安全管理の徹底を行います。また、通学時間帯など出場する際は現場の判断により、安全管理員を設ける等、配慮したいと考えています。